

「建設工事指名業者等選定要綱」第5条
第5項の選定基準に係る留意事項

| 選定基準の留意事項 | |
|-------------|--|
| 1 地理的条件 | <p>本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事实績等からみて、その地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて発注工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断する。</p> <p>また、県内業者については、積極的に指名すること。</p> |
| 2 不誠実な行為の有無 | <p>次に掲げる場合は、指名しない。</p> <p>(1) 広島県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる場合に該当し、かつ、その状態が継続して、受注者として不適當であると認められる場合。</p> <p>① 県工事の請負契約条項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である場合。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、受注者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合。</p> <p>(2) 次のとおり関係行政庁の事実認定に基づく行為により、明らかに受注者として不適切な事実が認められる場合。</p> <p>① 警察当局から広島県に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があった場合など、明らかに受注者として不適當であると認められる場合。</p> <p>② 資格者又はその役員若しくはその使用人が入札妨害又は贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>③ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条若しくは第8条第1項第1号に違反したとして公正取引委員会から同法第7条若しくは第8条の2に基づく排除措置命令を受け、若しくは同法第7条の2若しくは第8条の3に基づく課徴金の納付命令を受け、又は同法に違反する犯罪があったとして資格者である個人若しくは資格者の役員若しくはその使用人が公正取引委員会から刑事告発された場合。</p> <p>④ 業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> |

| 選 定 基 準 の 留 意 事 項 | |
|-------------------|--|
| | <p>⑤ 建設業法第28条第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づく指示処分又は同条第3項若しくは第5項の規定に基づく営業停止処分（当該入札に参加し、又は当該入札の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けた場合。</p> <p>⑥ 代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告された場合。</p> <p>(3) その他、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、明らかに受注者として不適当であると認められる場合</p> |
| 3 経営状況 | 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められる場合は、指名しない。 |
| 4 工事成績 | <p>(1) 工事成績評定基準により評定された県工事成績の2年間の平均が、連続して60点を下回る場合は、指名しない。</p> <p>(2) 工事成績が優良であるかどうか総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 優良建設業者としての表彰を受ける等工事の成績が特に優秀である場合は、これを十分尊重すること。</p> |
| 5 手持工事の状況 | その地域における工事の手持ち状況からみて、発注工事を施工する能力があるかどうかを判定する。 |
| 6 工事についての技術的適性 | 発注工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があるかどうかを判定する。 |
| 7 安全管理及び労働福祉の状況 | <p>1 次に掲げる場合は、指名しない。</p> <p>(1) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに受注者として不適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 賃金不払いに関する関係機関からの通報が県に対してあり、その状態が継続していて、明らかに受注者として不適当であると認められる場合。</p> <p>(3) 県発注工事の施工にあたって公衆又は工事関係者に死亡者を生じさせる等安全管理の措置が不適切であり、明らかに受注者として不適当であると認められる場合。</p> |

| 選 定 基 準 の 留 意 事 項 | |
|------------------------|--|
| | <p>2 次に掲げる場合に該当するときは、これに十分配慮する。</p> <p>(1) 安全管理成績が特に優良であると認められる場合。</p> <p>(2) 建設業退職金共済又は中小企業退職金共済に加入、契約履行していると認められる場合。</p> |
| 8 同種の工事についての経験 | <p>次の要件について総合的に判断する。</p> <p>(1) 発注工事と同種工事について、相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 発注工事と同種かつ同等規模以上の工事について国、都道府県、市町村又はこれらに準ずる者と請負契約を締結し、誠実に履行している。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績がある。</p> |
| 9 技術者の状況 | <p>発注工事の業種に応じ、当該工事を施工するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められるかどうかを判定する。</p> |
| 10 工事に係る設計業務等の受託者との関係性 | <p>発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において次に掲げる(1)又は(2)に該当する者は指名しない。</p> <p>(1) 当該受託者の発効済株式総数の過半数を有している者</p> <p>(2) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者</p> |
| 11 災害復旧工事等の受注実績 | <p>過去4年間に引き渡しを受けた災害復旧工事とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づくもの、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、特定緊急砂防事業、激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし、1件以上を基準として判断に加えることができる。</p> <p>なお、応急仮工事は対象外とする。</p> |